

確定拠出型年金制度案要綱

1. 確定拠出型年金制度（仮称）の具体的な仕組み。

（1）制度に加入し得る者の範囲（対象者）

企業型年金と個人型年金の2つの型を設け、それぞれ以下の者を対象者とする。

企業型年金

- ・ 企業型年金を実施する企業に使用される60歳未満の企業の従業員（国民年金の第2号被保険者（公務員等を除く。））

個人型年金

- ・ 自営業者等（国民年金の第1号被保険者）
- ・ 厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出型年金の企業型年金等の対象となっていない60歳未満の企業の従業員（国民年金の第2号被保険者）

（2）制度への加入及び拠出

イ 企業型年金

（イ）加入

企業は、企業型年金を実施することができる。

企業型年金を実施しようとする企業は、労使合意に基づいて企業型年金の内容を規定した確定拠出型年金規約を定め、主務大臣の承認を受ける。

この場合、企業の中で事業所等の単位ごとに確定拠出型年金規約を定めることができる。また、複数企業により規約を定めることができることとする。

企業型年金を実施する企業に使用される従業員は、確定拠出型年金規約の定めに基づき企業型年金の加入者となる。

既存の企業年金からの一部移行に際して新規採用の従業員から適用することなど、加入者について規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は加入者としなないこととする。

なお、当該資格は、他の企業年金や退職金制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないものとする。

（ロ）拠出

企業は、確定拠出型年金規約に基づき、各月につき掛金を拠出する。（企業型年金加入者は、企業の拠出に加えて掛金を拠出することができない。）

企業が拠出する掛金には、限度額を設ける。（拠出限度額は、政令で定める。）

企業の拠出限度額は、年額43万2千円（月額3万6千円）とする。

ただし、厚生年金基金、適格退職年金等に加入している者に係る企業の拠出限度額

は、年額 21 万 6 千円（月額 1 万 8 千円）とする。

拠出限度額の管理は、企業が行う。

企業は、毎月の掛金を、あらかじめ選定した資産管理機関（拠出された資産を企業財産から分離して保全する等のための機関として制度上位置付けるもの）に納付する。

事業主は、法令及び確定拠出型年金規約を遵守し、加入者のため忠実にその業務（資産管理機関及び運営管理機関の選任監督等）を遂行する責任を負うものとする。

また、事業主は、本人の同意がある場合等を除き、個人の持分の額等の個人情報を他の目的で使用してはならないものとする。

運営管理機関（加入者個人ごとの持分等に係る記録管理、個別の運用商品の提示、個別の運用商品等に係る情報提供等を行うための機関として制度上位置付けるもの）は、個人の持分の額（個人ごとの資産残高）の記録管理を行う。

運営管理機関は、個人の持分の額について、加入者からの照会に随時応えなければならないこととするとともに、毎年少なくとも 1 回加入者に通知する。

（資産管理機関）

企業型年金を実施する企業は、次の者の中から資産管理機関を選定し、資産管理契約を締結する。

- ・ 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）
- ・ 保険会社
- ・ 農業協同組合連合会
- ・ 厚生年金基金

資産管理機関は、法令及び確定拠出型年金規約を遵守し、加入者のため忠実にその業務を遂行する責任を負うものとする。

（運営管理機関）

運営管理機関として次の業務を行おうとする者は、主務大臣の登録を受けなければならない。

- ・ 加入者個人の持分等に関する情報の記録管理、加入者の運用指図の取りまとめ、給付に係る事務等
- ・ 運用商品の選定、加入者への運用商品の提示及びその情報提供等

次に該当しない限り、運営管理機関の登録を受けて業務を行うことができる。

(a) 法人でないこと

(b) 運営管理機関の登録を取り消された日から 5 年を経過しない場合

(c) この法律等の規定に違反し、罰金の刑に処せられなくなった等の日から 5 年を経過しない場合

(d) 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる場合や、当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために運営管理機関の業務の遂行に支障を生じると認めら

れる場合

金融機関、厚生年金基金及び国民年金基金は、登録を受けて運営管理機関となることができることとする根拠規定を設ける。

国（郵便局）は、運営管理機関としての業務（個人型年金に関する業務に限る。）を行うものとする根拠規定を設ける。

企業は、自ら運営管理機関に係る業務の一部又は全部を行うことができる。また、資産管理機関が運営管理機関を兼ねることもできるものとする。

（運営管理機関の責任（行為準則））

運営管理機関全体に共通する責任は、次のとおりとする。

- （a）法令及び確定拠出型年金規約を遵守し、加入者のため忠実にその業務を遂行する責任を負う。
- （b）本人の同意がある場合等を除き、個人の持分の額等の個人情報を他の目的で使用しない。
- （c）運営管理契約の締結に際し、次のようなことをしてはならない。
 - ・相手方に故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること
 - ・加入者等に対し、損害を負担することや特別の利益を提供すること運用商品の選定及び提示、情報提供等を実施する運営管理機関の責任は、次のとおりとする。
- （a）運用商品の選定は、資産運用に関する専門的知見に基づき行う。
- （b）運営管理契約の締結等に際し、次のようなことをしてはならない。
 - ・運用商品の選定等に関し生じた加入者等の損失の補填や利益の追加のため、財産上の利益を提供すること
 - ・自己又は第三者が特別の利益の提供を受けることを目的として、特定の運用方法を加入者等に提示すること
- （c）加入者等に対し、提示した運用方法のうち特定のものを推奨してはならない。

（八）離転職時のポータビリティ等

加入者が転職又は離職した場合には、加入者の申出に基づき、次のとおり加入者の年金資産を移換する。

- ・転職先企業において企業型年金の制度があるときは、当該制度に移換する。
- ・転職先企業において企業型年金の制度がないとき又は離職したときは、国民年金基金連合会の実施する制度に移換する。

また、企業型年金の制度のある企業が当該制度を廃止したときは、国民年金基金連合会の実施する制度に加入者の年金資産を移換する。

加入者が、離職又は転職した日の翌月から6ヶ月以上年金資産の移換の申出を行わない場合、国民年金基金連合会の実施する制度に加入者の年金資産を移換する。

3年以上勤続する者が転職又は離職した場合には、企業が拠出した掛金は、その全額について、転職先の企業型年金の制度又は国民年金基金連合会の実施する制度に移換する。

□ 個人型年金

(イ) 加入

個人型年金は、国民年金基金連合会が実施する。

国民年金基金連合会は、確定拠出型年金規約を定め、主務大臣の承認を受ける。

個人型年金の対象となる企業の従業員、自営業者等は、国民年金基金連合会に申請することにより、制度に加入することができる。

国民年金基金連合会は、基礎年金番号等により、重複加入の審査等を行う。

(ロ) 拠出

加入者は、掛金の額を任意に決定し、各月につき拠出する。ただし、国民年金の保険料を滞納している期間等は、拠出することができない。

(企業は、個人型年金の加入者の拠出に加えて掛金を拠出することができない。)

加入者が拠出する掛金には、限度額を設ける。拠出限度額は、政令で定める。)

自営業者等の拠出限度額は、年額 81 万 6 千円(月額 6 万 8 千円)とする。ただし、国民年金基金等に加入している場合には、年額 81 万 6 千円(月額 6 万 8 千円)から国民年金基金等の掛金の額を控除した額を限度額とする。

企業の従業員の拠出限度額は、年額 18 万円(月額 1 万 5 千円)とする。

拠出限度額の管理は、国民年金基金連合会が行う。

自営業者等については、自ら国民年金基金連合会に掛金を納付する。また、企業の従業員については、企業は、従業員の掛金について従業員の給与から天引きし、国民年金基金連合会に納付する。ただし、やむを得ない場合には、自ら国民年金基金連合会に掛金を納付することができる。

(国民年金基金連合会における運営管理機関等)

国民年金基金連合会は、業務を行うことを希望する登録運営管理機関をすべて選任するものとする。

加入者は加入の申込み時に、国民年金基金連合会に選任された運営管理機関の中から、加入者自身に係る運営管理業務を行う機関を指定する。

国民年金基金連合会は、拠出限度額の管理、国民年金の保険料納付状況の確認等の業務を自ら行うが、次のような事務については、他の者に委託することができる。

- ・加入の申請の受付
- ・個人型加入者の各種届出の受付
- ・年金資産の管理等

国民年金基金連合会は、個人型年金の業務に係る経理については、その他の経理と

区分して整理しなければならない。

国民年金基金連合会は、法令及び確定拠出型年金規約を遵守し、加入者のため忠実にその業務を遂行する責任を負うものとする。

(八) 転職時のポータビリティ等

個人ごとの資産残高は、運営管理機関によって記録管理される。

加入者が転職し、転職先企業において企業型年金の制度があるときは、加入者の拠出に基づき、当該制度に加入者の年金資産を移換する。

また、企業型年金の制度のない企業が新たに制度を実施するときは、個人型年金の加入者は、当該制度に年金資産を移換する。

(3) 運用

イ 運用指図

加入者に係る年金資産については、運用の指図は加入者が行う。

加入者は、運営管理機関に対して運用の指図を行う。

運営管理機関は、各加入者からの運用指図を取りまとめた上で、企業型年金については資産管理機関に、個人型年金については国民年金基金連合会（実際上は委託を受けた金融機関）に指図を行う。

資産管理機関又は国民年金基金連合会（委託を受けた金融機関）は、運営管理機関の指図どおりに、個別の運用商品を提供する金融機関と運用に関する契約の締結等を行う。

個々の従業員の意思に反して、事業主が一括して運用指図することは、認めない。

ロ 運用商品の範囲

運用商品は、時価評価が可能で流動性に富んでいること等の要件を満たすものとする。

具体的には、金融商品のうち、預貯金、有価証券（公社債、株式、投資信託等）、信託、保険商品等とする。

（動産、不動産、金融先物、商品先物等は、運用商品として認めない。）

ハ 個別の運用商品の提示、運用商品の預替え、情報提供等

運営管理機関は、確定拠出型年金規約に示された運用商品の範囲に関する基本的考え方に従って、3つ以上の商品を選定し、加入者に提示する。

運用商品を選定する場合には、元本確保型商品を1つは選定し、個別株式又は個別社債を運用商品に選定する場合には、それらとは別に3つ以上の商品を選定しなければならない。

運用商品の預替え頻度については、少なくとも3ヶ月に1回以上は預替え機会を提供しなければならない。

運営管理機関は、加入者に対し、個別の運用商品等に係る利益の見込みや損失の可能性に関する情報提供を行う。この場合、運営管理機関は、提示した個別の運用商品

を推奨してはならない。

企業型年金を実施する企業及び国民年金基金連合会は、確定拠出型年金制度の内容（確定拠出型年金規約の内容）に関する情報の提供を行う。

企業型年金を実施する企業及び国民年金基金連合会は、自ら又は運営管理機関等に委託して、加入者に対し、年金資産の運用に関する一般的な情報（資産運用の基礎知識、分散投資の考え方等）を提供するよう努める。

（４）給付

給付は、老齢給付金、障害給付金及び死亡一時金とする。老齢給付金及び障害給付金は、年金として支給する。ただし、その全部又は一部を一時金として支給することができる。

老齢給付金は、確定拠出型年金への最初の掛金の拠出から運用のみ行う期間も含めて10年以上経過している場合には、60歳から受給することができる。最初の拠出から10年経過していない場合には、次のとおりとし、遅くとも65歳から受給することができる。

- | | |
|----------------------|----------|
| ・最初の拠出から8年以上経過している場合 | 61歳から受給可 |
| ・最初の拠出から6年以上経過している場合 | 62歳から受給可 |
| ・最初の拠出から4年以上経過している場合 | 63歳から受給可 |
| ・最初の拠出から2年以上経過している場合 | 64歳から受給可 |
| ・最初の拠出から1月以上経過している場合 | 65歳から受給可 |

また、障害給付金又は死亡一時金は、加入者が高度障害となった場合又は死亡した場合にそれぞれ支給する。

老齢給付金は、遅くとも70歳までに受給を開始しなければならないものとする。

給付時は、加入者からの申請に基づいて運営管理機関が受給資格を確認し、その通知に基づいて、企業型年金については資産管理機関が、個人型年金については国民年金基金連合会（実際の支払い事務については委託を受けた金融機関）が支給を行う。

加入者であった者が専業主婦（第3号被保険者）となるなど、制度に加入し得なくなった場合において、その者の過去の拠出年数が1月以上3年以下である等の場合には、脱退一時金を受給することができる。（脱退一時金を受給せず、運用の指図を続けていくことも、可能とする。）

（５）主務大臣の監督

企業型年金を実施する企業及び運営管理機関は、その業務についての報告書を作成し、主務大臣に報告するものとする。

主務大臣は、企業型年金を実施する企業、国民年金基金連合会及び運営管理機関に対し、その業務の状況の報告を求め、又は立入検査等を行うことができる。この結果、これらの機関が法令又は確定拠出型年金規約に違反している場合には、主務大臣は、

違反の是正又は改善のための必要な措置を命ずることができる。

主務大臣は、企業型年金を実施する企業、国民年金基金連合会又は運営管理機関がの命令に違反した場合には、それぞれ、企業型年金規約の承認の取消し、国民年金基金連合会の役員の解任又は運営管理機関の登録の取消しを行うことができる。

2. 税制について

拠出段階については、企業拠出は、損金算入を行い、かつ、従業員の給与とみなさない。また、加入者の拠出は、所得控除を行う。

運用段階については、年金資産に特別法人税を課税する。

給付段階については、年金の場合は、公的年金等控除を適用する。また、一時金の場合は、制度への掛金払込期間を勤続年数とみなして退職所得課税を適用する。

3. 既存制度からの移行

既存の企業年金等が既にある企業においては、新規採用の従業員から確定拠出型年金を導入することや、各従業員について今後の将来期間分から確定拠出型年金を導入するという形で確定拠出型年金に移行することができる。

労使合意により、一定の限度額の範囲内で、退職金制度及び確定給付型の企業年金の過去期間分に係る年金資産等を個人ごとの持分を明確にした上で、企業型年金に移換することができる。

4. 主務大臣

主務大臣は、運営管理機関に関する事項については厚生労働大臣・内閣総理大臣(金融庁)とし、それ以外の事項については厚生労働大臣とする。

5. 施行期日

確定拠出型年金制度は、平成 13 年 1 月から施行する。